

柏市一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議会要領（案）

（設置）

第1条 柏市一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、一般乗合自動車運送事業の協議運賃に関する事項について協議するために設置する。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

（会長）

第3条 会長は柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者を充てる。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

（協議会の委員）

第4条 協議会の委員は次に掲げる者又は組織等の指名する者とする。

- (1) 柏市交通施策主管部長又は部理事の職にある者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 関東運輸局長
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者

2 委員の任期は、当該協議運賃に係る協議が終了するまでとする

（事務局）

第5条 事務局は、交通施策主管課に置くものとする。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて事務局が招集し、会長がその議長を務める。

2 協議会は、対面による開催の場合、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ事務局あてに届け届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人は、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

5 協議会は、対面開催に代えて書面またはウェブ会議により協議することができるものとする。

6 次の各号に掲げる場合は、当該協議会の会議を省略することができる。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合

7 必要に応じて委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見もしくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

（報告）

第7条 協議会の議事については、後日、柏市交通政策審議会地域公共交通部会で報告するものとする。

（補足）

第8条 この要領に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月 日から施行する。